

「4月12日以降の課外活動について」の変更 (令和3年8月18日改訂)

令和3年8月18日
学生主事

4月12日以降の課外活動のルールについて、栃木県の緊急事態宣言（8月20日発出予定）を受けて、夏休み期間中（9月6日まで）は下記の点を変更いたします。

変更点以外は、これまでのルールに従ってください。

課外活動（部活動）

1. 従来以上に、新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、参加する学生は顧問などへの体調管理報告を徹底してください。
学内でのPCR検査を推奨していますので、可能な限り受検してください。
2. 練習への参加は強制ではないため、本人と家族の意思に任せます。不安があるときは顧問などに相談してください。緊急事態宣言地域、蔓延防止等重点措置地域からの登校も認めておりますが、十分に予防対策をとり、保護者の同意も得るようにしてください。
3. 他の団体との交流や練習試合は、参加申請済みのものを除いて原則禁止とします。参加申請済みの場合でも、可能な範囲で自粛してください。
4. 夏休み中の完全下校時刻は一律17:00です。
5. 対外試合について
参加申請済みのものを除いて原則禁止とします。参加申請済みの場合でも、可能な範囲で自粛してください。
なお、県外に移動が必要な高専大会（全国）については、主催校の指示に従い、宿泊を伴うものも許可します。県外に移動する場合は、できる限り事前にPCR検査を受検するように心がけてください。
6. 移動制限について（各都道府県の警戒レベルに従い厳守すること）
栃木県内および宿泊を伴わない移動を基本とし、緊急事態宣言発令地域およびまん延防止等重点措置が適用された地域、感染拡大警戒レベルの高い、または感染者が増加している地域への移動は避けてください。

学校内での運動（全学生）

夏休み中の完全下校時刻は一律17:00です。